

令和2年度よりさらに拡充、

# 幼児教育・保育の無償化 についてお知らせします。

足立区

- 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもの保育料が**負担軽減**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

- 認可保育施設の「無償化」は、

**令和2年度～ 保育料と給食費が対象**となります。

※ 各施設により上限があり、保護者負担が発生する場合があります。

また、幼稚園については給食費の軽減はありませんが別の軽減があります。

- 延長保育料や行事費など保育料、給食費以外の費用に

ついては、これまでどおり**保護者負担**となります。

## 対 象

以下の①～③のすべてを満たす子どもであること。

- ① 幼稚園、認可保育所、認定こども園等に通う子ども。また、認可外保育施設のうち、無償化対象施設として公示（公表）された施設に通う子ども
- ② 足立区から「保育の必要性の認定」を受けた子ども（幼稚園については、預かり保育利用者のみ）
- ③ 3歳児クラスから5歳児クラス全ての子ども及び0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

※公示とは、足立区のHPなどで公表することです。

## 認可保育所、認定こども園（長時間利用）等 を利用する子ども

### 【対象者・保育料、給食費】

- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども**の保育料、給食費が無償化されます。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- その他行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- **0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象**として保育料が無償化されます。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税課税世帯については、子どもが2人以上いる世帯の負担軽減の観点から、第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
子どもの数え方は、生計が同一の小学校就学以上の子も含め、最年長の子どもを第1子とし、以降第2子、第3子と数えます。

### 【対象となる施設・事業】

- **認可保育所、認定こども園（長時間利用）、小規模保育、家庭的保育、認可の居宅訪問型保育、認可の事業所内保育**

※ 延長保育は、無償化の対象とはなりません。

認可保育所、認定こども園等の無償化に関する問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1  
足立区子ども施設入園課 入園第一係～入園第三係  
TEL : 03-3880-5263 FAX : 03-3880-5703  
Eメール : kodomo-nyuuen@city.adachi.tokyo.jp

## 幼稚園を利用する子ども (私立認定こども園短時間利用を含む)

### 【対象者・補助額】

- 幼稚園を利用する**3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども**の保育料が所得に関係なく**33,000円**まで補助されます。**補助金は、足立区から直接、園に支払います。**(但し、区外の一部の幼稚園については、一旦施設に支払った後に足立区が保護者に払い戻しする方式です。)
- 幼稚園の保育料は各園で決めています。月額33,000円を超える部分については、これまでどおり保護者の負担になります。
- 保育料が月額33,000円未満の園は、教材費・冷暖房費・施設整備費について、33,000円と保育料との差額の範囲内で、足立区が保護者に払い戻しする方式にて補助します。
- 幼稚園については、満3歳に達した月から補助対象とします。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと小学校3年生以下の子どものうち、第3子以降の子どもについては、食材料費相当分が補助されます。
- 夏休み期間中、預かり保育を実施していない等の理由で他の施設の利用をお考えの場合は、下記問い合わせ先にご確認ください。

### 幼稚園の無償化に関する問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区子ども政策課 私立幼稚園係

T E L : 03-3880-6147 F A X : 03-3880-5641

Eメール : kosodate@city.adachi.tokyo.jp

# 幼稚園の預かり保育を利用する子ども (認定こども園短時間利用を含む)

## 【対象者・補助額】

- 補助の対象となるためには、足立区から新たに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。なお、満3歳に達した月からその年度の3月までは、住民税非課税世帯のみ対象になります。

(注1)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、下記問い合わせ先にご確認ください。

(注2)補助の対象となる幼稚園は、足立区に確認の申請を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。(対象となる幼稚園は足立区のHPで後日公示します。)

- 幼稚園の利用に加え、**1日450円上限として算定し、利用日数に応じて最大月額11,300円まで預かり保育の保育料が補助**されます。補助は、一旦施設に支払った後に足立区が保護者に払い戻しする方式です。

## 【対象施設・事業の複数利用について】

- 各幼稚園の預かり保育の実施状況によって、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の複数利用が補助になる場合とまらない場合があります。

| 幼稚園の預かり保育の実施状況        | 補助額  |
|-----------------------|--|
| 平日8時間以上かつ<br>年間200日以上 | 幼稚園の預かり保育のみ補助対象<br>月額11,300円まで                       |
| 平日8時間未満又は<br>年間200日未満 | 幼稚園の預かり保育に加え、<br>認可外保育施設等の利用と合わせて補助対象<br>月額11,300円まで |

## 幼稚園の無償化に関する問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区子ども政策課 私立幼稚園係

TEL : 03-3880-6147 FAX : 03-3880-5641

Eメール : kosodate@city.adachi.tokyo.jp

# 認可外保育施設等を利用する子ども

## 【対象者・保育料】

- 足立区から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- **3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは最大月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは最大月額4.2万円までの保育料が補助されます。**
- 補助は保育料が対象となり、日用品、行事費、食材料費、通園送迎費等は対象外。
- **一旦施設に支払った後に足立区が保護者に払い戻し**をする方式です。

## 【対象となる施設・事業】

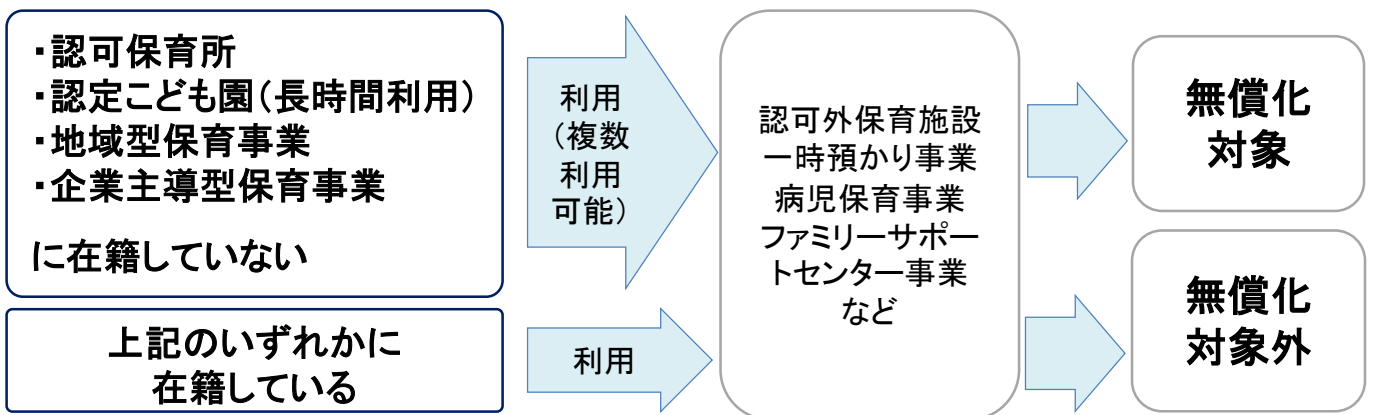
- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。企業主導型保育事業(標準的な保育料)も無償化の対象ですが、各施設が対応します。

(注2) 認可外保育施設等については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしている施設で区が確認を行い、公示(公表)された施設が無償化の対象施設となります。ただし、認可外保育施設については、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けますが、5年間のうちに基準を満たす必要があります。

## 【対象施設・事業の複数利用について】

- **複数の認可外保育施設等の保育料を、月額上限まで補助します。**
- **認可保育所、認定こども園等在籍者の利用は無償化の対象外です。**



## 認可外保育施設の無償化に関する問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
子ども施設入園課 認証・認可外保育係  
TEL : 03-3880-8013  
FAX : 03-3880-5703  
Eメール : kodomo-nyuuen@city.adachi.tokyo.jp

## 認証保育所を利用する子ども

- **月ぎめ保育契約者の保育料負担を軽減します。**  
**0歳児クラスから2歳児クラスは最大4万円～6.7万円**  
**3歳児クラスから5歳児クラスは最大3.7万円～5.7万円**

- 児童の年齢、住民税課税状況、保育の必要性の認定有無、児童の出生順によって以下の表のとおり軽減の上限額を認定します。

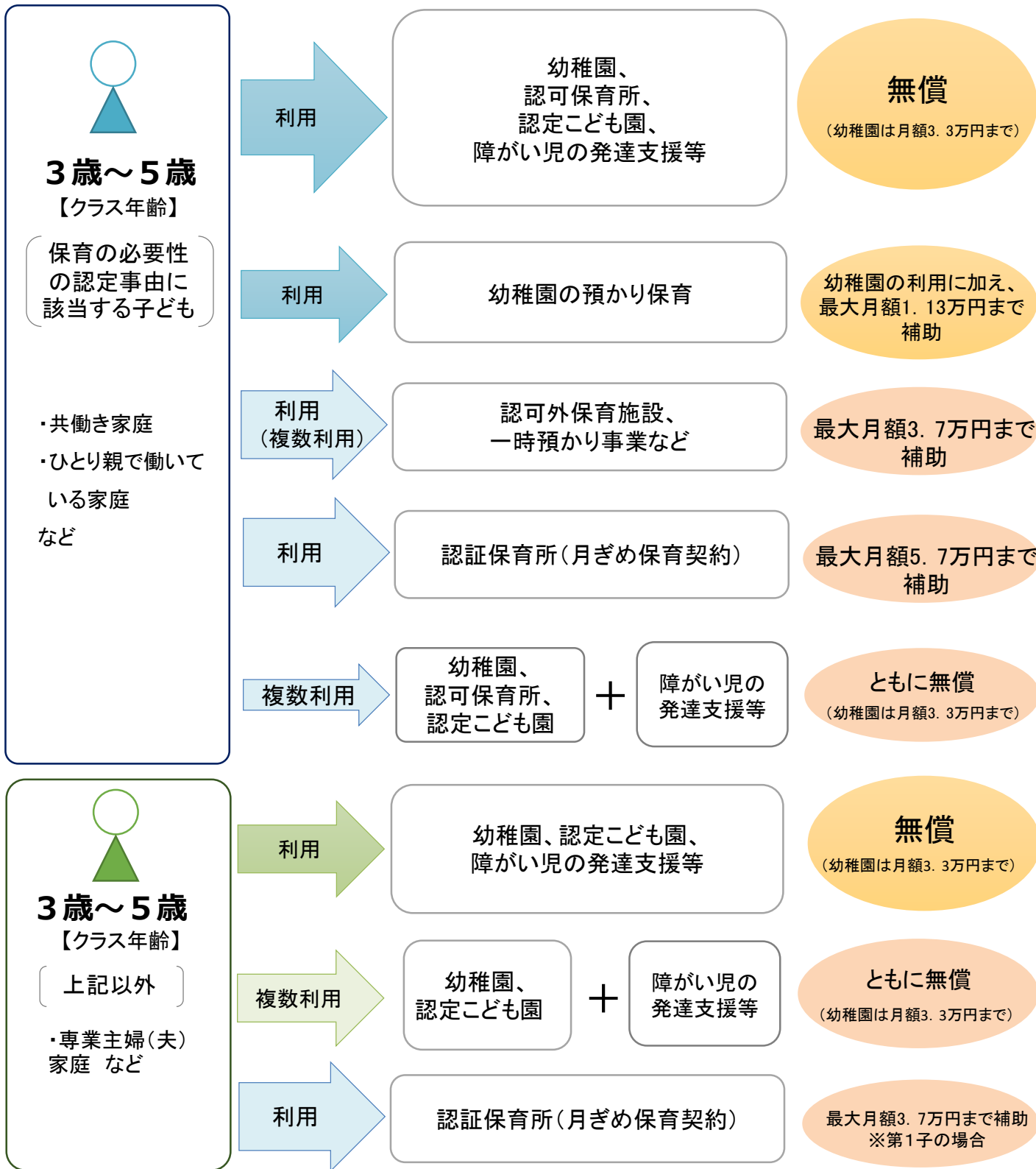
| 区分 | 年齢    | 世帯の課税状況 | 保育の必要性の認定           | 児童の出生順 | 保育料軽減上限額 |
|----|-------|---------|---------------------|--------|----------|
| A  | 0～2歳児 | 課税世帯    | 問わない                | 第1子    | 40,000円  |
|    |       |         |                     | 第2子    | 54,000円  |
|    |       |         |                     | 第3子以降  | 67,000円  |
| B  |       | 認定有り    | 非課税世帯<br>(生活保護世帯含む) | 第1子    | 67,000円  |
|    |       |         |                     | 第2子    | 67,000円  |
|    |       |         |                     | 第3子以降  | 67,000円  |
| C  |       | 認定無し    | 非課税世帯<br>(生活保護世帯含む) | 第1子    | 42,000円  |
|    |       |         |                     | 第2子    | 55,000円  |
|    |       |         |                     | 第3子以降  | 67,000円  |
| D  | 3～5歳児 | 全世帯     | 認定有り                | 第1子    | 57,000円  |
|    |       |         |                     | 第2子    | 57,000円  |
|    |       |         |                     | 第3子以降  | 57,000円  |
| E  |       |         | 認定無し                | 第1子    | 37,000円  |
|    |       |         |                     | 第2子    | 47,000円  |
|    |       |         |                     | 第3子以降  | 57,000円  |

- 軽減の対象費用は月ぎめの保育料です。延長保育料、通園送迎費等は、軽減の対象外となります。
- **軽減後の保育料を、各施設にお支払い**いただく方式です。
- 月の途中から在籍する場合や、認証保育所の一時預かりを利用する場合は、「認可外保育施設等を利用する子ども」に該当します。

### 認証保育所の無償化に関する問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1  
 足立区子ども施設入園課 認証・認可外保育係  
 TEL : 03-3880-8013 FAX : 03-3880-5703  
 Eメール : kodomo-nyuuen@city.adachi.tokyo.jp

# 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償。)

※ 障がい児の児童発達支援等については、0歳児から2歳までについても区独自に無償化の対象とします。

(注1) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な保育料)も対象。